

## 社会福祉法人城島福社会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることが出来、職員全体が働きやすい環境をつくることにより、全職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日迄の5年間

### 2. 内容

#### (目標1)

職員個々の家庭環境に合わせて、必要と考えられ得る時には勤務形態・事業所の異動等を含む、柔軟な対応を検討する。

#### <対策>

令和2年4月～職員個別の状況に対応していくため、育児（介護）協力者となり得る夫婦以外の同居人のいない職員との意見交換の場を設定する。

\*その他、希望する職員に対して、個別面談を随時実施し、対応していく。

#### (目標2)

子どもが生まれる際の男性職員の年次有給休暇の取得の推進。

(配偶者の出産予定日2週間前から出産の日後4週間に当たる日までの期間内に、3日以内での年次有給休暇の取得を推進。)

#### <対策>

令和2年5月～ 管理職会議及び各事業所職員会議で周知徹底する。

令和2年8月～ 管理職員及び各事業所職員への制度を推進する。

#### (目標3)

個別相談窓口を設置する。

〈対策〉

令和2年4月～事務長を個別相談窓口の担当者として配置し、運営を開始する。また、この行動計画を各部署内に掲示することによって、職員への周知を図るものとする。